

「緊急保証制度」のご案内

国の「安心実現のための緊急総合対策」において決定された新しい保証制度「緊急保証制度」の取扱を開始しました。

売上の減少や、原材料・仕入価格の高騰により経営環境が悪化している中小企業の皆様の資金繰りをお手伝いします。

○制度の概要

制 度 名	緊急保証制度(旧原材料価格高騰対応等緊急保証制度を平成21年4月27日改正)		
対 象 者	セーフティネット5号の 指定業種 に属する事業を行っており、次の(イ)(ロ)(ハ)(ニ)のいずれかに該当し、事業所所在地の市町村長の認定を受けた中小企業者の方。 (イ) 最近3ヶ月間の平均売上高または平均販売数量(建設業の場合は、完成工事高または受注残高)が前年同期と比較して3%以上減少していること。 (ロ) 原油価格の上昇により、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が上昇しているにもかかわらず、製品等の価格に転嫁できていないこと。 (ハ) 最近3ヶ月間の(算出困難な場合は直近決算期)の売上総利益又は平均営業利益率が前年同期と比較して3%以上減少していること。 (ニ) 新型インフルエンザ発生後最近1ヶ月間の売上高等が前年同月と比較して3%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期と比較して3%減少していることが見込まれること。		
保証限度額	一般保証とは別枠で 2億8,000万円(組合4億8,000万円) ※既存のセーフティネット保証の残高を含みます。		
資 金 使 途	経営安定に必要な事業資金	保 証 期 間	10年以内(据置2年以内)
貸 付 利 率	金融機関所定利率	責 任 共 有 制 度	対象外(100%保証)
信用保証料率	年0.80%	返 済 方 法	原則として均等分割返済
貸 付 形 式	手形貸付、証書貸付	担 保	必要に応じて徴求
保 証 人	原則として、法人の代表者以外は不要		
申 込 書 類	申込には通常の申込書類の他に、市町村長が発行する「セーフティネット5号の認定書」が必要です。		
取 扱 期 間	平成20年10月31日から平成22年3月31日まで		
認 定 窓 口	セーフティネットの認定の手続は、事業所所在地の市町村が窓口となります。		

※対象業種については**中小企業庁のホームページ** <http://www.chusho.meti.go.jp> をご覧下さい。